

## 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例案について

### 第1 条例改正の内容

一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の年間支給割合を 100 分の 410（現行 100 分の 405）に改正するものである。

### 第2 施行期日

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、公布の日（一部平成 28 年 4 月 1 日）から施行するものとする。

議提議案第一号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右 提 出 す る。

平成二十八年二月十九日

提 出 者	稻 垣 昭 義
小 林 正 人	北 川 裕 之
前 田 剛 志	三 谷 哲 央
青 木 謙 順	山 本 勝

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の二百十」を「百分の二百十五」に改める。

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の百九十五」を「百分の百九十七・五」に、「百分の二百十五」を「百分の二百十二・五」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「新条例」という。）第九条第二項の規定は、平成二十七年十二月の期末手当から適用する。

### （期末手当の内払）

3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定に基づいて平成二十七年十一月に支給された期末手当は、新条例第九条第二項の規定による期末手当の内払とみなす。

### 提案理由

一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

○三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	第九条 （略）	第九条 （略）
○三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）（第二条関係）		
3 （略）	第九条 （略）	第九条 （略）
	改 正 案	現 行
第九条 （略）		
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百九十五・五、十二月に支給する場合においては百分の二百一十九・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百九十五、十二月に支給する場合においては百分の二百十を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百九十五、十二月に支給する場合においては百分の二百十を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
3 （略）	第九条 （略）	第九条 （略）
	（傍線部分は改正部分）	

## 平成28年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案)

区分	件名	概要																					
		<table border="1"> <tr> <td>予 算</td><td>16 件</td><td></td></tr> <tr> <td>条 例 案</td><td>11 件</td><td></td></tr> <tr> <td>そ の 他 議 案</td><td>5 件</td><td></td></tr> <tr> <td>認 定</td><td>- 件</td><td></td></tr> <tr> <td>報 告</td><td>- 件</td><td></td></tr> <tr> <td>提 出</td><td>- 件</td><td></td></tr> <tr> <td>計</td><td>32 件</td><td></td></tr> </table>	予 算	16 件		条 例 案	11 件		そ の 他 議 案	5 件		認 定	- 件		報 告	- 件		提 出	- 件		計	32 件	
予 算	16 件																						
条 例 案	11 件																						
そ の 他 議 案	5 件																						
認 定	- 件																						
報 告	- 件																						
提 出	- 件																						
計	32 件																						
◎予算 (16件)																							
総務部	<p>【1】 平成27年度三重県一般会計補正予算(第8号) (補正額 約▲7億1千万円)</p> <p>【2】 平成27年度三重県県債管理特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲9百万円)</p> <p>【3】 平成27年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約 3万円)</p> <p>【4】 平成27年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算(第3号) (補正額 約▲17百万円)</p> <p>【5】 平成27年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲3百万円)</p> <p>【6】 平成27年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲33万円)</p> <p>【7】 平成27年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 ▲44万円)</p> <p>【8】 平成27年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲2万円)</p> <p>【9】 平成27年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲95百万円)</p>																						

区分	件名	概要
予算 づべき	<p>【10】平成27年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲1百万円)</p> <p>【11】平成27年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号) (補正額 約▲3億55百万円)</p> <p>【12】平成27年度三重県水道事業会計補正予算(第3号) (補正額 約▲3億23百万円)</p> <p>【13】平成27年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第3号) (補正額 約▲3億97百万円)</p> <p>【14】平成27年度三重県電気事業会計補正予算(第4号) (補正額 約▲15百万円)</p> <p>【15】平成27年度三重県病院事業会計補正予算(第4号) (補正額 約▲95百万円)</p> <p>【16】平成28年度三重県一般会計補正予算(第1号) (一般職に属する職員にかかる勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、県議会議員の期末手当について所要の措置を講じるための補正予算 約 3百万円)</p>	
◎条例案 (11件) 総務部	【17】議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案	<p>地方公務員災害補償法施行令の一部改正に鑑み、他の法令による給付との調整に関する規定を整備するものである。 (平成28年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率を改正する。</p> <p>(2) 休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率を改正する。</p>

区分	件名	概要
健康福祉部 農林水産部 県土整備部	<p><b>【18】</b>  <b>三重県手数料条例の一部を改正する条例案</b></p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定等に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。  (平成28年4月1日(一部公布の日及び平成28年6月1日)から施行)  (主な改正内容)</p> <p>(1) 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の一部改正に伴い、歯科技工士国家試験合格証明書の交付事務に係る規定を整理する。  • 歯科技工士国家試験に係る事務について、合格証明書交付手数料に係る規定を削る。</p> <p>(2) 介護保険法及び介護保険法施行令に基づき実施される介護支援専門員研修の内容が改正されることに鑑み、手数料についての規定を整備する。  • 介護支援専門員等に対する研修事務手数料を改定する。</p> <p>(3) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による農産物検査法の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備する。  • 農産物検査法に係る事務・権限の一部が都道府県に移譲されることに伴い、農産物検査機関の登録等の申請に対する審査に係る事務手数料を新設する。</p> <p>(4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録等に係る手数料を整理する。</p> <p>(5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則等の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備する。  • 既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請事務の追加に伴う事務手数料を新設する。</p> <p>(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定等に鑑み、手数料についての規定を整備する。  ① 建築物エネルギー消費性能向上計画認定等に係る事務手数料を新設する。  ② 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画認定に係る事務手数料を改定する。</p> <p>(7) 建築基準法施行令の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備する。  • 小荷物専用昇降機の確認申請等に係る事務手数料を新設する。</p>
<p>&lt;参考&gt;</p> <p>(5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び告示の一部改正の概要  长期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の改正により、既存住宅の増築又は改築を行う場合においても、長期優良住宅建築等計画の認定申請ができることとなった。</p> <p>(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の概要  社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が公布され、建築物エネルギー消費性能向上計画認定及び建築物エネルギー消費性能に係る認定の制度が創設された。  また、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画認定の評価方法に、簡易な方法が追加された。</p> <p>(7) 建築基準法施行令の一部改正の概要  確認申請等の対象として小荷物専用昇降機を追加する改正が行われた。</p>		

区分	件名	概要
健康福祉部	<p><b>【19】</b>            三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。</p> <p>(平成28年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域密着型通所介護事業所を、指定通所介護事業所に関する特例に加える。</li> </ul>
	<p><b>【20】</b>            三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理するものである。</p> <p>(平成28年4月1日から施行)</p>
	<p><b>【21】</b>            三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理するものである。</p> <p>(平成28年4月1日から施行)</p>
	<p><b>【22】</b>            三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。</p> <p>(平成28年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域密着型サービスに移行する指定療養通所介護に係る基準条項を削る。</li> <li>(2) 「地域密着型通所介護事業所」の創設に伴い、基準該当短期入所生活介護事業所に併設されなければならない事業所として「指定地域密着型通所介護事業所」を加える。</li> <li>(3) 「指定地域密着型通所介護」の創設に伴い、特定施設入居者生活介護において、受託居宅サービス事業者が提供する受託サービスの種類に、「指定地域密着型通所介護」を加える。</li> <li>(4) 「指定地域密着型通所介護」の創設に伴い、特定施設入居者生活介護において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、事業の開始に当たって、委託契約を行わなければならない事業のうち、「指定通所介護」に「指定地域密着型通所介護」を加える。</li> </ol>

区分	件名	概要
健康福祉部 つづき	<p><b>【23】</b>            三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理するものである。            (平成28年4月1日から施行)</p>
	<p><b>【24】</b>            三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理するものである。            (平成28年4月1日から施行)</p>
	<p><b>【25】</b>            三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理するものである。            (平成28年4月1日から施行)</p>
	<p><b>【26】</b>            三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>健康保険法等の一部を改正する法律によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理するものである。            (平成28年4月1日から施行)</p>
	<p><b>【27】</b>            三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正等に鑑み、規定を整備するものである。            (平成28年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護予防特定施設入居者生活介護において、受託介護予防サービス事業者となる事業者に「指定地域密着型サービス事業者」を加える。</li> <li>(2) 「指定地域密着型通所介護」の創設に伴い、介護予防特定施設入居者生活介護において、受託介護予防サービス事業者が提供する受託サービスの種類に、「指定地域密着型通所介護」を加える。</li> <li>(3) 「指定地域密着型通所介護」の創設に伴い、介護予防特定施設入居者生活介護において、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、事業の開始に当たって、委託契約を行わなければならない事業のうち、「指定通所介護」に「指定地域密着型通所介護」を加える。</li> <li>(4) 「指定地域密着型通所介護」の創設に伴い、介護予防通所介護に関する経過措置に関する附則の改正を行う。</li> </ol>

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (5件) 農林水産部	【28】 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について	平成27年度において県の行う農林水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。
県土整備部	【29】 土木関係建設事業に対する市町の負担について	平成27年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。

区分	件名	概要
地域連携部	<p><b>【30】</b> 工事請負契約について</p>	<p>三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場整備(建築)工事  <input type="radio"/> 場所 伊勢市宇治館町地内  <input type="radio"/> 契約金額 4,914,000,000円  <input type="radio"/> 契約方法 一般競争入札  <input type="radio"/> 請負者住所氏名 津市羽所町375            清水・堀崎・伊藤特定建設工事共同企業体            代表者 清水建設株式会社 名古屋支店            三重営業所 所長 恒川 成司  <input type="radio"/> 工事の概要 メインスタンド棟 RC造一部S造 4階建            延べ面積 11,378.06m<sup>2</sup>(新築)            サイドスタンド南 RC造 地上1階地下1階建            延べ面積 1,651.77m<sup>2</sup>(改修)            サイドスタンド北 RC造 地上1階地下1階建            延べ面積 1,721.78m<sup>2</sup>(改修)            バックスタンド RC造 2階建            延べ面積 5,699.30m<sup>2</sup>(改修)            倉庫 RC造 平屋建            延べ面積 28.80m<sup>2</sup>(解体)            ゴミ置場 S造 平屋建            延べ面積 9.72m<sup>2</sup>(解体)            上記に係る建築工事一式         </p>

区 分	件 名	概 要
地域連携部 つづき	【31】 工事請負契約について	<p>三重交通Gスポーツの社伊勢陸上競技場整備(電気設備)工事</p> <p>○ 場所 伊勢市宇治館町地内</p> <p>○ 契約金額 1,042,200,000円</p> <p>○ 契約方法 一般競争入札</p> <p>○ 請負者住所氏名 四日市市海山道町1丁目122番の1 中央電設・北勢・大東特定建設工事共同企業体 代表者 中央電設株式会社 三重営業所 所長 近藤 一幸</p> <p>○工事の概要 メインスタンド棟 RC造一部S造 4階建 延べ面積 11,378.06m<sup>2</sup>(新築) サイドスタンド南 RC造 地上1階地下1階建 延べ面積 1,651.77m<sup>2</sup>(改修) サイドスタンド北 RC造 地上1階地下1階建 延べ面積 1,721.78m<sup>2</sup>(改修) バックスタンド RC造 2階建 延べ面積 5,699.30m<sup>2</sup>(改修) 倉庫 RC造 平屋建 延べ面積 28.80m<sup>2</sup>(解体) 上記に係る電気設備工事一式</p>
教育委員会	【32】 損害賠償の額の決定及び和解について	<p>平成27年11月7日、県立名張西高等学校において、学校説明会への参加者が、誘導係の生徒による誘導を見て、自転車置き場に自動車を駐車させようとしたところ、自転車置き場の鉄製の筋交いに接触し、後部バンパーが破損した事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解を行うものである。</p> <p>損害賠償額 33,132円</p>

## 資料 3

# 平成 28 年定例会 2 月定例月会議 議案聴取会日程（案）

- 1 開催年月日 平成 28 年 3 月 3 日（木）  
本会議散会後
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 聽 取 順
- （1）議提議案
- （2）知事提出議案

所 管 名	議案	備考
総務部	○	
防災対策部	○	
戦略企画部	○	
警察本部	○	
病院事業庁	○	
企業庁	○	
健康福祉部	○	
環境生活部	○	
地域連携部	○	
農林水産部	○	
雇用経済部	○	
県土整備部	○	
教育委員会	○	
部外	○	

※部外 人事委員会事務局・監査委員事務局・出納局  
議会事務局

## 平成28年定例会2月定例月会議 請願(陳情)受理状況一覧表

区分	総 数	採 択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	5							
継続分								
計	5							

(請願)

(新規分)

所管委員会	受理番号	件 名	提出者	紹介議員	備考
環境生活農林水産	請16号	TPP協定を国会で批准しないことを求めることについて	津市寿町7-50 農民運動三重県連合会 代表者 川辺 仁造	山本 里香 岡野 恵美 稻森 稔尚	
健康福祉病院	請17号	地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求ることについて	津市柳山津興1535-23 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信	山本 里香 岡野 恵美 稻森 稔尚	
健康福祉病院	請18号	診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求ることについて	津市柳山津興1535-23 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信	山本 里香 岡野 恵美 稻森 稔尚	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	備 考
健康福 祉病院	請19号	子ども・一人親家庭・障がい者の福祉医療費助成の制度化と国保の国庫負担減額調整措置の廃止を求めることについて	津市柳山津興1535-23 三重の福祉医療費窓口無料をすすめる会 会長 上村 照代	山本 里香 岡野 恵美 稻森 稔尚	
健康福 祉病院	請20号	介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の継続を求めることについて	津市垂水686 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 三重県ブロック長 中川 敬史 ほか1名	山内 道明 山本 里香 岡野 恵美 倉本 崇弘 稻森 稔尚 下野 幸助 田中 祐治 大久保孝栄 藤田 宜三 小林 正人 長田 隆尚	

(陳情)  
なし

## 2月29日の議事予定

開 議

諸報告 • 例月出納検査報告書の配付について

日程第1 県政に対する質問 [一般質問]

---

(休憩) 予算決算常任委員会  
議会運営委員会

---

諸報告 • 付託議案審査結果報告書の提出について

日程第2 議案第1号 [委員長報告、討論、採決]

休会の件

散 会

---

議会改革推進会議役員会